

# 児童福祉審議会専門部会

## 「里親等委託推進に向けた検討」

2025年10月9日  
児童福祉審議会専門部会検討資料  
品川景德学園 高橋朝子

## 取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し

- ※ 普及啓発及び研修については、以下の検討状況を踏まえつつ継続実施、充実を検討
- 1 【短期】養子縁組里親への働きかけ(二重登録)
  - 2 【短期】親族里親・養育家庭(親族)制度等の積極活用
  - 3 【短期】フレンドホーム制度の積極活用
  - 4 【短期】施設から里親等への措置変更を後押しする仕組み
  - 5 【中長期】大都市特性に合わせた制度運営
  - 6 【中長期】ファミリーホームの設置促進
  - 7 【中長期】ファミリーホームへの費用支弁と応諾義務
  - 8 【中長期】里親への費用支弁と応諾義務

## 取組2 里親等に対する支援の充実

- 1 【短期】里親向け子育て支援サービスの充実
- 2 【中長期】里親・里子・実子への支援の充実
- 3 【中長期】フォースタリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターへの移行の検討

## 取組3 特別養子縁組に関する取組の推進

- 1 【短期】代替養育における特別養子縁組の優先的な検討
- 2 【短期】児童相談所長による特別養子適格の確認の申立の積極的な検討
- 3 【短期】乳児院の体制拡充
- 4 【短期・中長期】縁組成立後の継続支援

## 取組4 ケースワークの徹底による里親等委託の促進

- 1 【短期・中長期】児童相談所の体制強化
- 2 【短期・中長期】待機中の里親へのショートステイの委託
- 3 【短期・中長期】里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化

# 里親委託率を上げるために

$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{社会的養護を必要とする子どもの数}} = \text{里親等委託率(%)}$$

## <予防的支援の充実>

子どもにとって安心できる実家庭以外の場

ショートステイ事業、里親支援センター機能活用

協力家庭ショートステイ等里親の活用

児童養護施設等 多機能化虐待予防等地域支援機能の充実

## 取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し

### 3 【短期】フレンドホーム制度の積極活用)

#### フレンドホーム制度の積極的活用2軸

①交流しているフレンドホームさんへの里親委託に結びつくこと

子どもにとってイメージがある家庭への委託となり、子どもの意向を大切にできる

②フレンドホームから里親への道のりについて

<研修> ケアニーズの高い子どもの受け入れに当たっては研修や素質を担保するなど、現行では義務化されていないフレンドホーム研修などを行う必要があるのではないか

<里親として資質の見極め>

里親登録にあたってのやり取りや子どもの最善の利益を目指す制度への理解を深める取り組み

<生活の余力を社会貢献に活用するから、生活に丸ごと受け入れるへ>

子どもとの時間の密度、どこまで理解しているか

フレンドホームさんの丁寧な意向確認

<子どもを受け入れる家庭の拡大にむけて>

フレンドホームや里親、協力家庭などの地域にある子どもを預かる意向のある家庭への働きかけ

# 参考)自宅に子どもを受け入れる制度

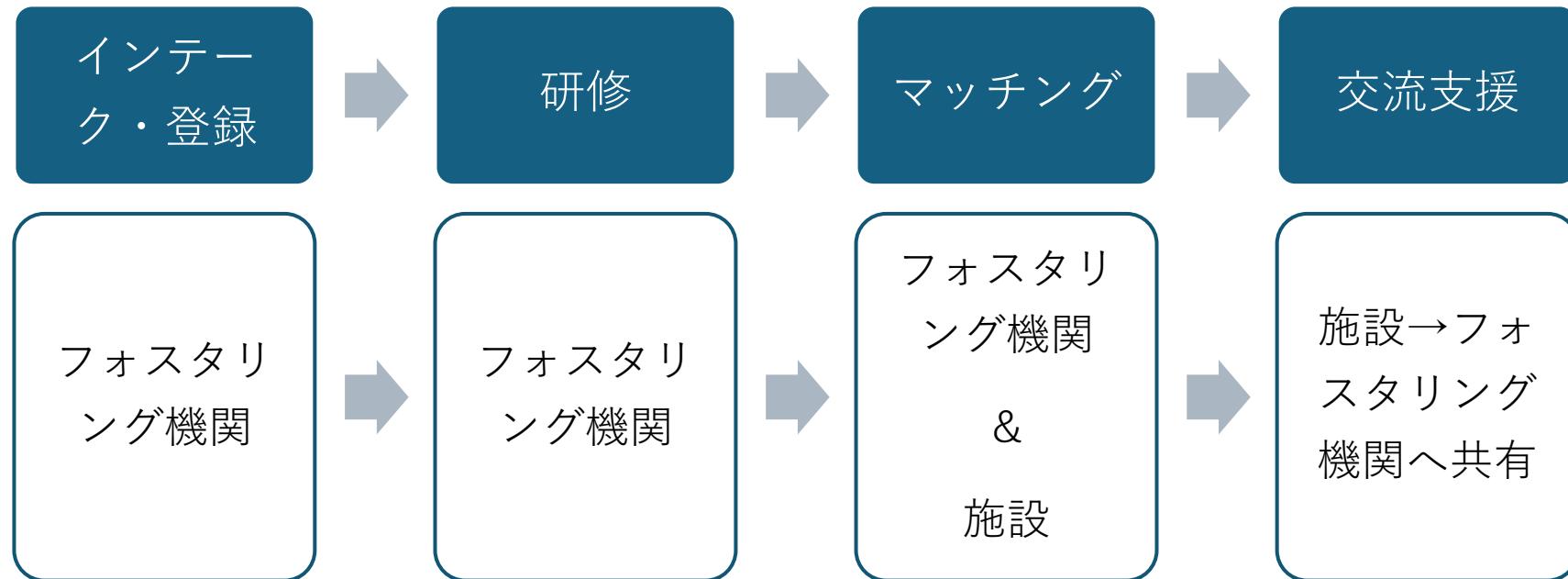
区分	主な目的・内容	対象児童	預かり期間	支援者の条件・資格	実施主体・制度根拠
保育ママ	自宅で少人数の乳幼児を保育する制度。認可外保育施設として登録されている場合も。	乳幼児			
ファミリーサポート協力家庭	育児の援助が必要な家庭に対し、地域の協力者が一時的に子どもを預かる支援制度	0歳～小学生程度	数時間～半日程度	特別な資格不要(研修受講が必要)	ファミリー・サポート・センター事業
ショートステイ協力家庭	保護者の病気・出張・育児疲れなどで一時的に養育困難な場合に、宿泊を伴って子どもを預かる制度	原則18歳未満(自治体により異なる)	1泊～7泊程度	保育士・教員・看護師などの資格者、または研修受講者	子育て短期支援事業
里親(養育家庭)	親と暮らしれない子どもを家庭に迎え入れ、長期的に養育する制度	原則18歳未満(保護が必要な児童)	数ヶ月～数年	研修受講・家庭訪問・審査あり	児童福祉法に基づく制度
フレンドホーム	児童養護施設等で暮らす子どもが週末や長期休暇に家庭的な環境で過ごすための受け入れ制度	施設入所中の児童	週末・長期休暇など	研修受講・家庭訪問・審査あり	自治体・児童相談所が実施(制度化は地域差あり) 児童養護施設等が窓口

# 里親の種類と登録

- ・里親の種類と研修(里親の意向を確認しながらの研修プログラムの創出)

研修内容と里親の種類	基礎研修 社会的養護の子ども とは	<短期・一保希望里親> 高齢児対応 家庭復帰への理解	<長期・養子縁組希望里 親> 愛着
基礎研週末里親 季節里親 (フレンドホーム)	○→研修受講後登録		
短期委託一時保護委託里親	○	○	
長期受け入れ 養子縁組	○	○	○

# 新たな里親種別への対応

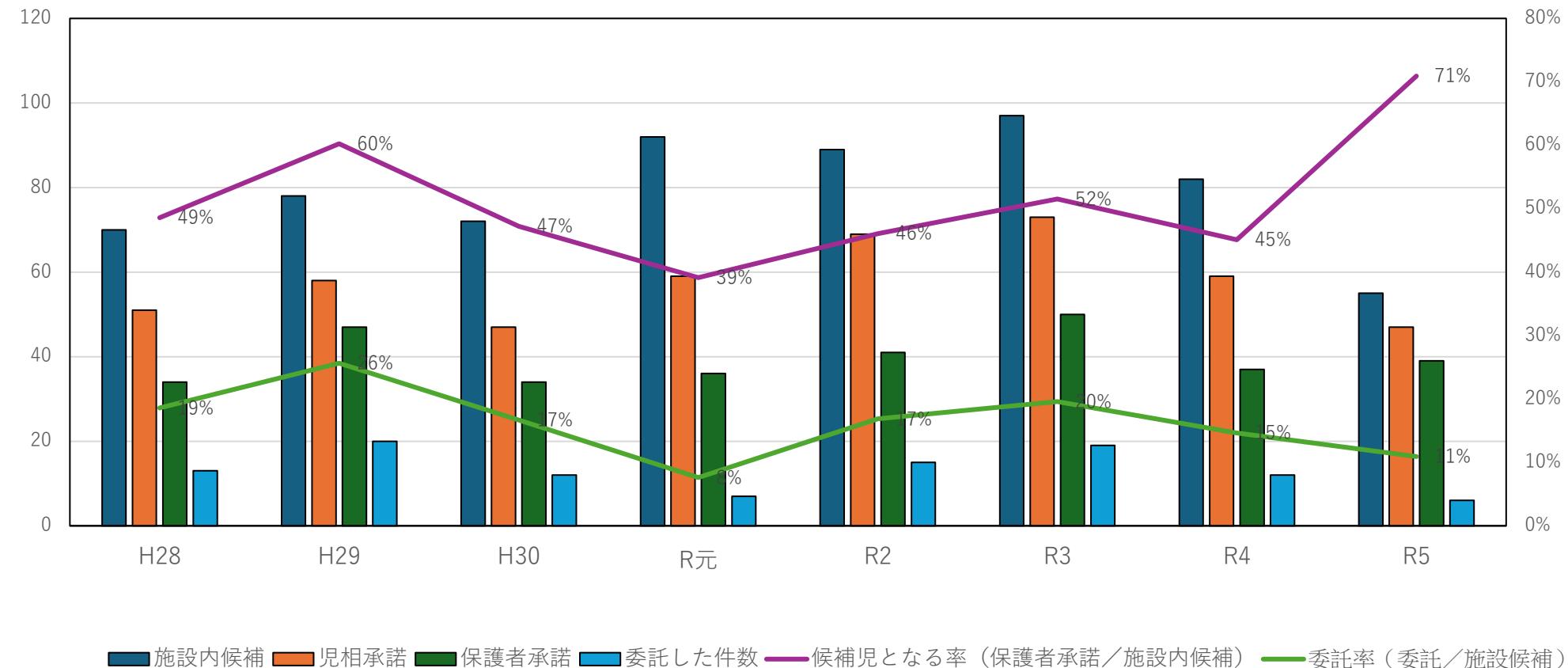


フレンドホームの日額2300円→里親レスパイト5600円程度にしてはどうだろうか  
(里親の一つの種類として位置付ける)

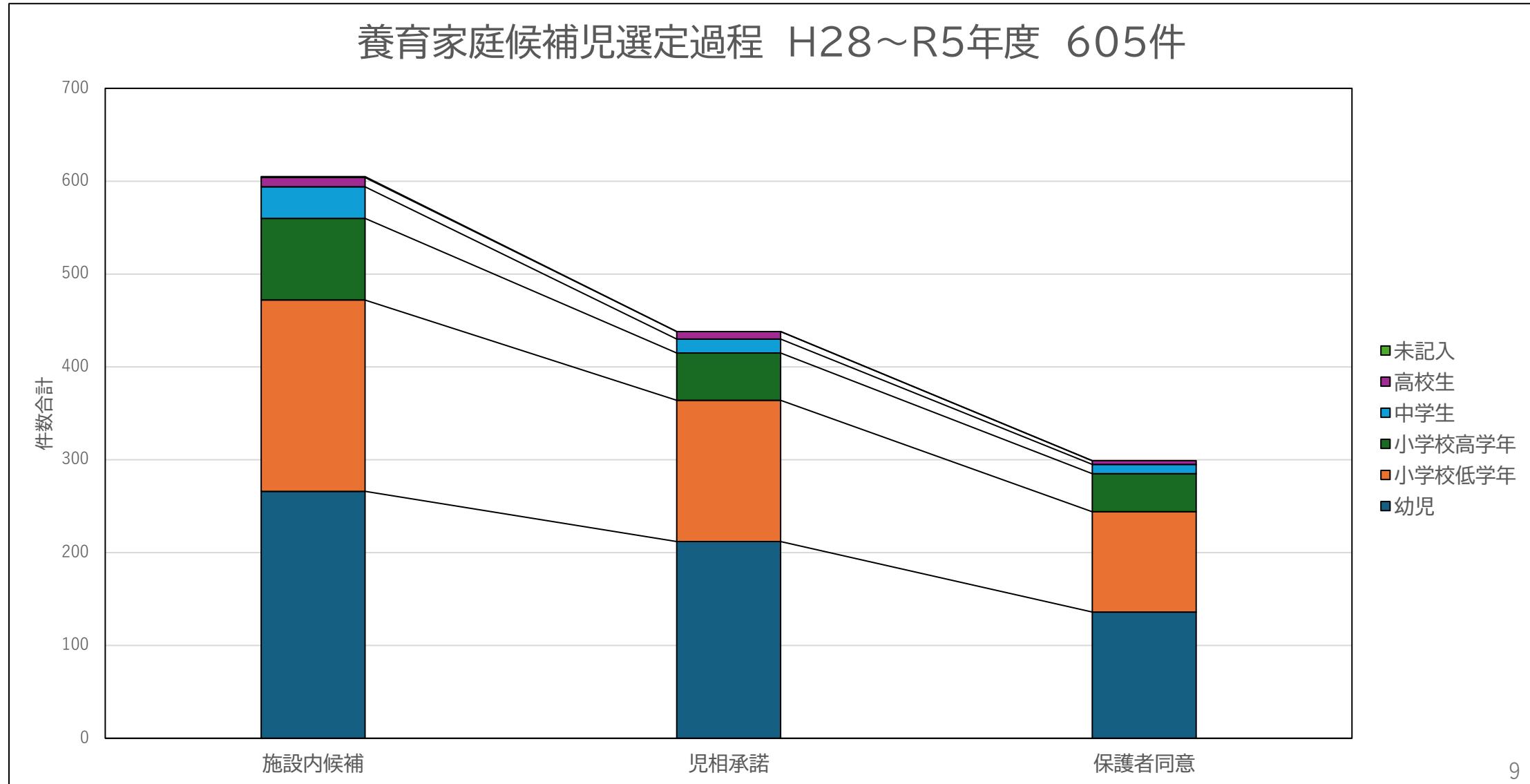
# 取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し

## 4 【短期】施設から里親等への措置変更を後押しする仕組み

施設候補→児相了承←保護者承諾→本人意思確認→里親委託



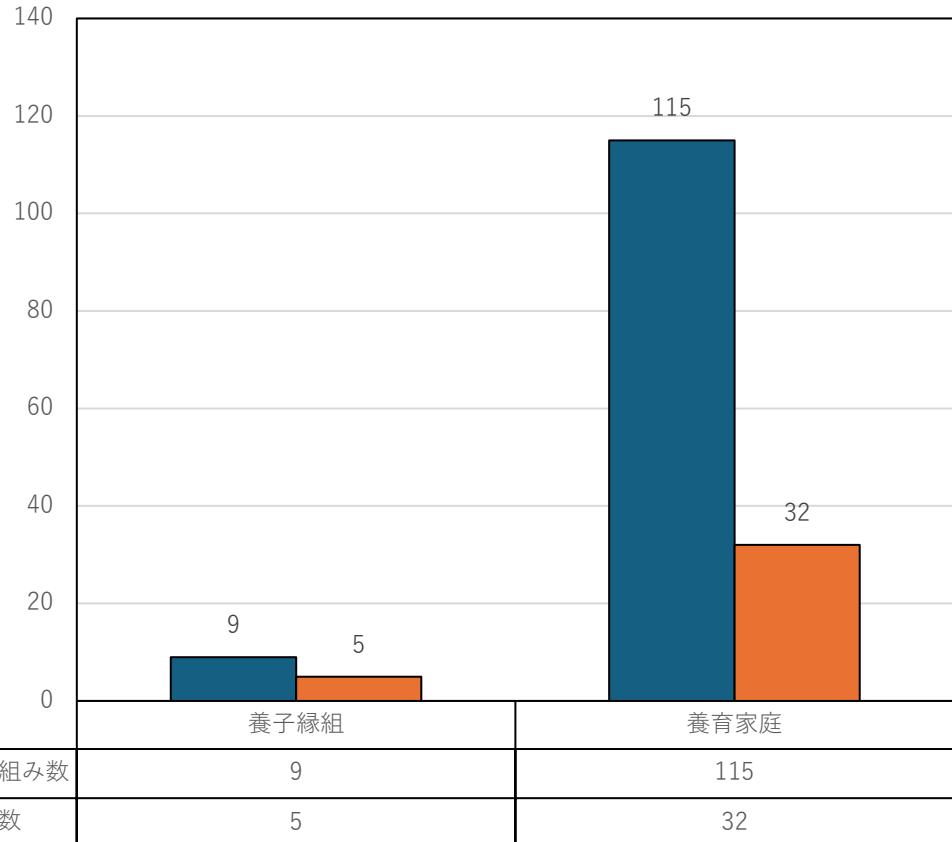
# 候補児童の年齢と児童相談所保護者同意状況



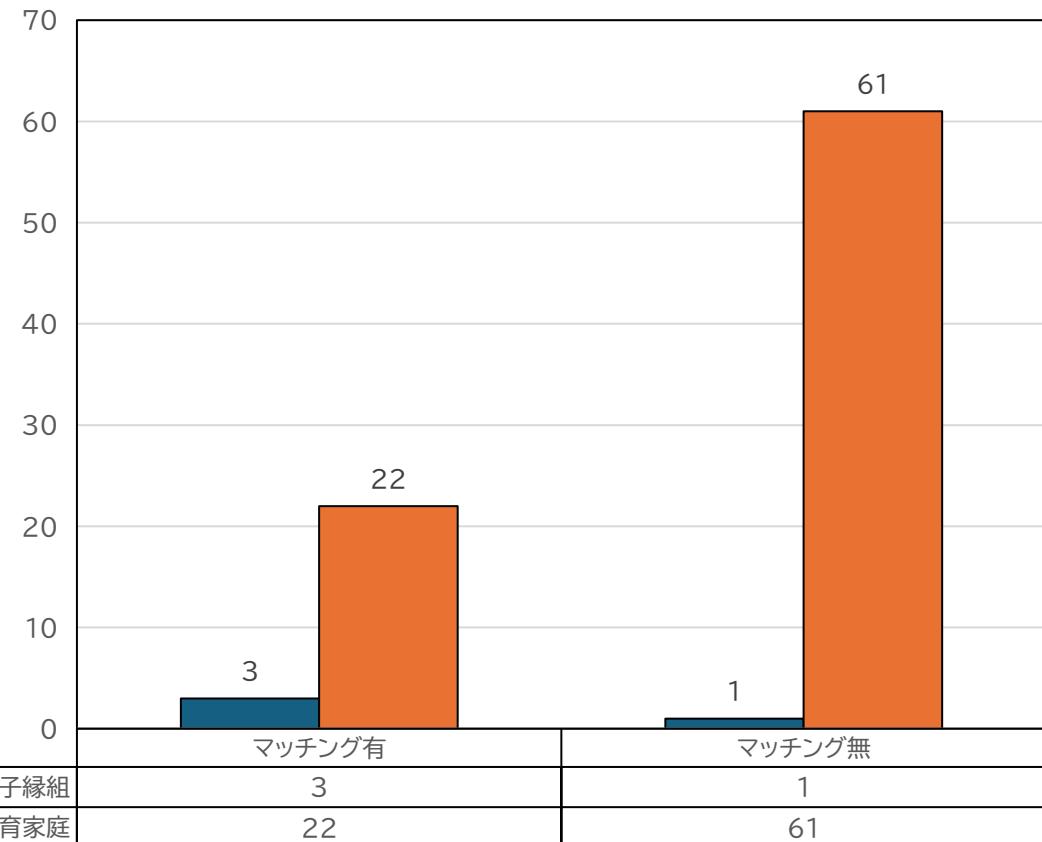
# マッチング状況①

(直近3年間令和3～5年度状況)

児童養護施設から委託取り組み数と委託数 令和3～5年度



委託に至らなかったケースのマッチングの有無 R3～5年度



# マッチング状況②マッチング機会有無の理由

マッチング有	マッチング無
交流中(6)	候補家庭が見つからなかった(13)
ファミリーホームに措置変更(6)	実親の承諾が取れないため(7)
児童が施設での生活を望んだため	年齢が高いため(2)
交流中に不調になつたため(3)	児相が消極的で進まなかつた、児相と協議中(5)
コロナの影響で交流がストップしてしまつたため、年度を超えた	医療面の対応が必要、且つ、知的ハンデがあるため
固定学級。発達に課題。	医療面の対応が必要、且つ、発達特性があるため(2)
年齢が高い。発達に課題。	知的ハンディがあり、年齢も高いため
里親さんが辞退されたため。	養育家庭を提案したが、子ども本人が希望しなかつた(2)
マッチングが年度終わりで、年度が替わつてからの交流開始となつたため(2)	生い立ちの整理を行つたため(2)
本人が小学校転校を嫌がつたため、中学入学のタイミングで委託に変更となつたため	本児の準備が必要なため
里母との関係不良／前回マッチング不調(里親側)の検証不十分	乳児院時代にマッチング不調に伴い児童養護施設へ措置変更。今年度中は積極的なマッチングは未実施
里父候補が本児の家庭背景を過度に気にして断つてきた。	入所して間もなかつたから
交流回数が少なく委託に至らず、年度を挟んでの委託となつた(2)	保護者の意向の確認に時間がかかつた
	保護者の同意を得るのに時間がかかつた
	姉妹での委託を目指しており、発達の特徴もある
	乳児院の妹先に委託するため、マッチング待ち
	家庭復帰に方針変更
	家庭環境の変化により家族との交流が増えた

# 課題

<里親委託促進にあたっての施設の現状と課題>

- ・各施設自立支援計画書作成時等子どもの意向も組み込みながら里親委託について検討している
- ・里親支援専門相談員、不在の場合はFSWが職員への里親委託の課題意識について伝えていく必要がより一層ある
- ・フォスタリング機関などが出前講座も行っている施設もある

<里親委託促進にあたって児童相談所のケースワーク向上>

- ・委託促進にあたっては、児童相談所の理解、保護者への理解を進めていく必要もある

<里親委託対象となる子どもの年齢、発達状況など対応できる里親の開拓と育成>

- ・年齢が高いこと、障害があることなどマッチングに至らない理由に挙げられていることから、そういういたケースに対応できるような里親育成を図る必要がある。

# 実親交流、実親の理解

- ・実親への子どものおもいの尊重

施設で暮らす子どもの希望の大半は家庭復帰  
里親宅で暮らしていても実親へのおもいは続く

- ・実親交流の仕組みの整備

<現状>子ども担当福祉司が実親交流の主軸。

フォスタリングは送迎や場所の提供など行うことはある。  
土日の交流場所として施設等利用

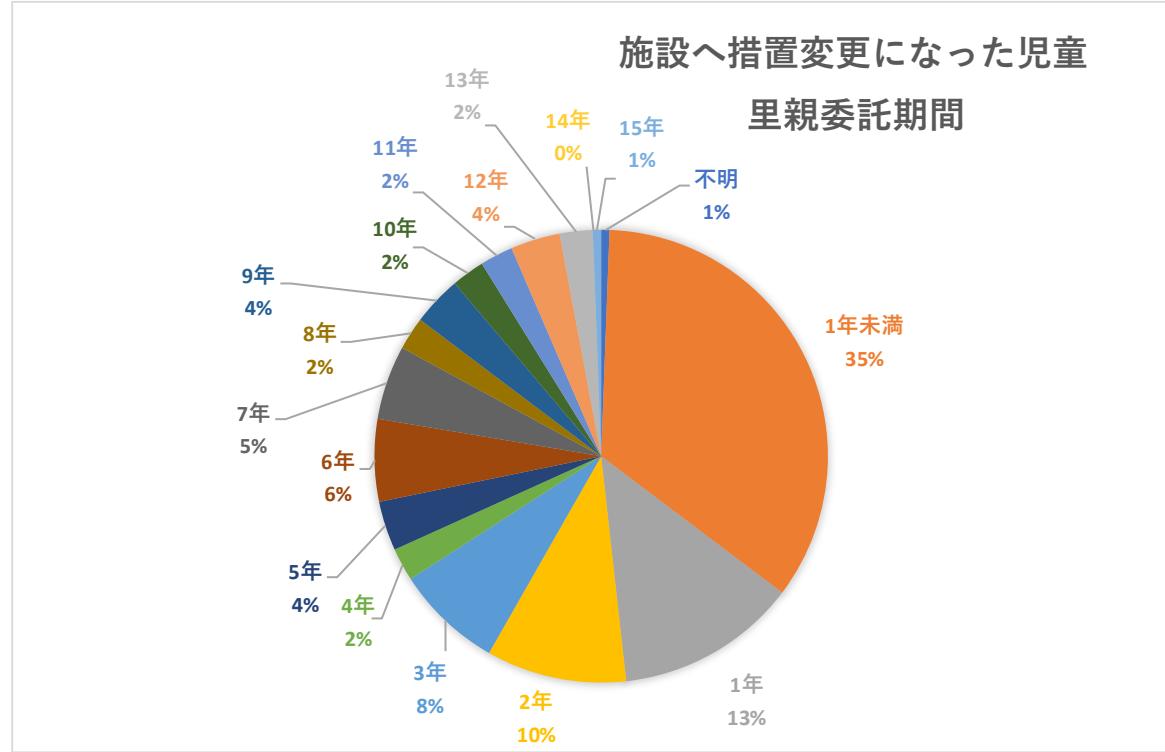
里親さんに取られるではなくて里親さん宅で預かるけれどプログラムを組みながら家庭復帰を目指していくことを説明することで実親さんが安心する。

安心できないところで委託への同意は得られないだろう

施設のFSW 里親支援センターのFSW配置などの機能強化

# 委託後1年未満への支援の充実

## 里親委託後の委託解除についての調査結果より



東社協児童部会里親制度  
委員会調査結果 H26年  
からR5年度集計 170件

1年未満での児童養護施設への措置変更ケースが多くある。原因は多岐にわたる。

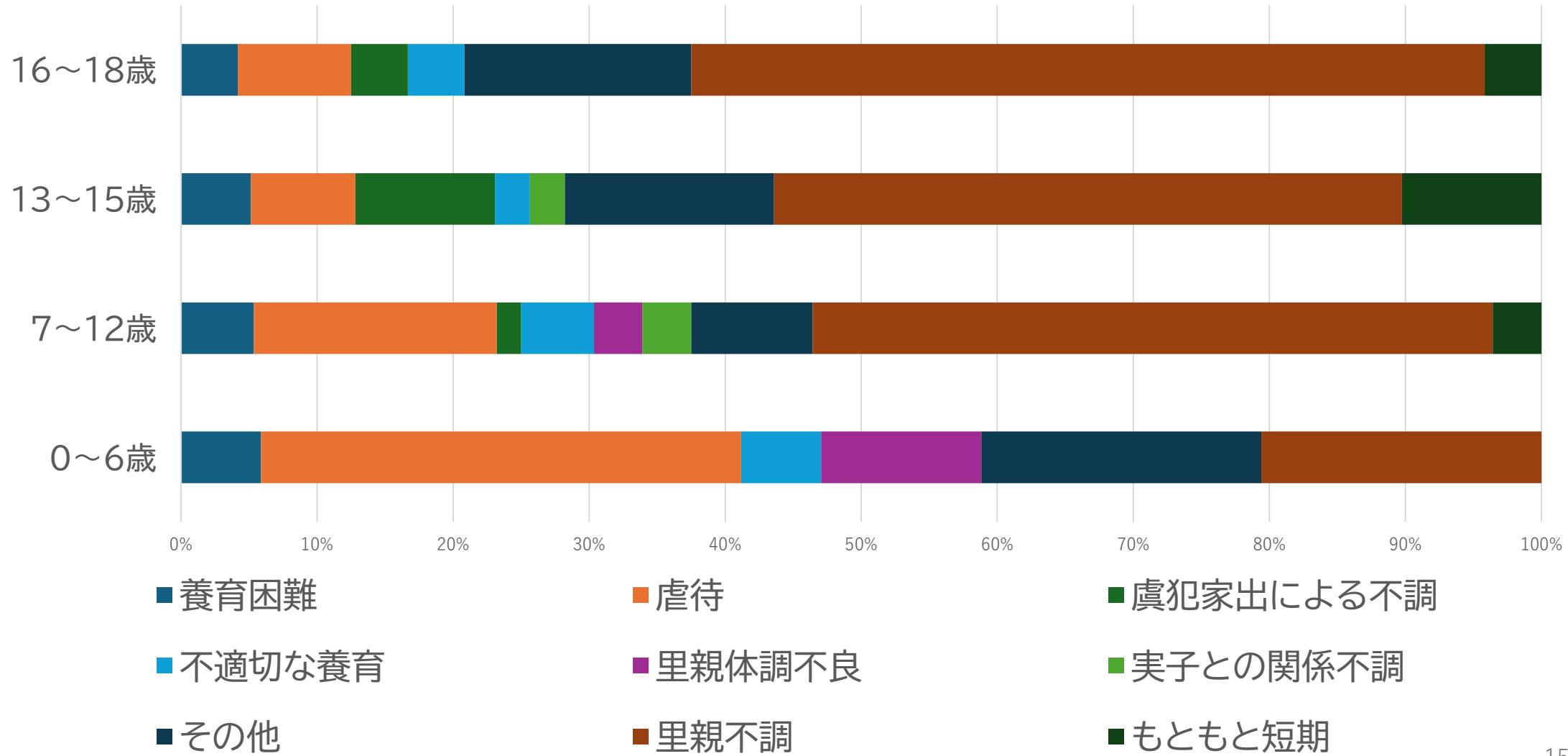
マッチング、その後の試し行動、想定以上の里親家庭の変化、子ども自身の困惑等要因として考えられるのではないか。

里親の気持ちに寄り添いつつも見通しや具体的対応法等の支援、定期的なレスパイト(地域ショートステイなどの活用も含む)の受け入れプログラム等も入れながら子ども、里親双方が受け入れあえる支援を行う

元施設の里専員さんが来てほしい  
施設でもレスパイトもしてもらいたい

# 年齢別の措置変更理由(低年齢:虐待 高齢児:里親不調が多くみられる理由となっている)

措置変更時の児童年齢別変更理由)153件 9年間分



## 取組2 里親等に対する支援の充実

### 2 【中長期】里親・里子・実子への支援の充実

#### <里親宅から児童養護施設への措置変更ケース状況>

里親委託促進については推奨する必要性は感じているが、実際委託後、里親宅から児童養護施設への措置変更ケースもある。

委託前後の取組の強化、委託児童の対応の難しさへの支援による里親宅での支援の継続により、子どもたちが幸せに暮らすことが大切であるが、困難となり児童養護施設等への措置変更となる

ケースについては、子ども自身の傷つきを癒しつつ、子どものライフストーリーが分断されることのないような支援の継続性を保つ必要がある

措置変更にて里親との関係性が終了ということではなく、子どもにとっての里親宅での生活の振り返り、その後のつながりなどケース毎に検討しながら丁寧な対応が図れるようにするためにも、施設と児童相談所との情報共有や支援方針の検討が求められている。

## 取組2 里親等に対する支援の充実

### 2 【中長期】里親・里子・実子への支援の充実

#### <委託直後、委託中の対応>

思春期の対応の難しさへの対応

定期的なレスパイトプログラム(里親、地域ショート、施設の活用)

実親交流への支援ノウハウ

#### <自立支援>

施設の持つ自立訓練室などの活用による自立支援

児童自立生活援助事業Ⅰ型 Ⅱ型 Ⅲ型の活用

## 取組2 里親等に対する支援の充実

3 【中長期】フォースタリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターへの移行の検討

- ・里親支援センター
  - 児相との情報共有
  - 場所
  - 体制 都フォースタリング機関との差
  - 支援内容
    - 実親支援
    - レスパイト

# 取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し

## 6 【中長期】ファミリーホームの設置促進

法人型ファミリーホームのメリット	法人型ファミリーホームの課題
<b>運営の安定性と継続性</b> 法人が運営することで、個人の事情による閉鎖リスクが低く、長期的な養育が可能。	<b>家庭的雰囲気の希薄化</b> 組織的運営が強まることで、個人型に比べて「家庭らしさ」が損なわれる懸念がある。
<b>専門性の向上</b> 法人内で研修や情報共有が行われるため、養育者のスキルアップが期待できる。	<b>人材確保の難しさ</b> 養育者や補助者の確保・育成が難しく、特に障害児やトラウマを抱える子どもへの対応には高い専門性が求められる。
<b>支援体制の充実</b> 法人スタッフによるバックアップや、複数の養育者・補助者の配置が可能。	<b>制度的制約</b> 補助者から養育者へのステップアップが制度上難しいなど、柔軟な人材活用ができない場合もある。
<b>行政との連携がスムーズ</b> 法人としての信頼性が高く、児童相談所などの調整が円滑に進む傾向がある。	<b>財政的負担</b> 法人運営には事務コストや人件費がかかり、安定した財源確保が課題となる。
<b>複数ホームの展開が可能</b> 一つの法人が複数のファミリーホームを運営することで、ノウハウの蓄積と効率的な運営が可能。	<b>地域との関係構築</b> 地域住民の理解や協力を得るための広報・啓発活動が必要で、法人型では距離感が生まれやすい。

児童養護施設のGH定員 4~6名 開設要件の緩和 :4名

Copilot にて検索